# 第1章 基本的な考え方

#### 1 策定の趣旨

本県では、平成30年(2018年)3月に「埼玉県青少年健全育成・支援プラン(平成30年度~令和4年度)」を策定し、様々な取組を行ってきました。

この間、情報化、国際化、少子高齢化が更に進行し、気候危機をはじめとする地球的課題の解決が急務となるなど、子供・若者を取り巻く環境は大きく変化し、新型コロナウイルス感染症の流行は、子供・若者やその家族にも大きな影響を与えています。

また、若年無業者 (ニート) <sup>1</sup>やひきこもり<sup>2</sup>、いじめ<sup>3</sup>や不登校<sup>4</sup>、貧困、非行などの様々な困難を有する子供・若者の問題は、依然として深刻な状況です。孤独・孤立やヤングケアラー<sup>5</sup>の問題の顕在化、性の多様性<sup>6</sup>への意識の高まりなど、新たな課題への取組も求められます。

次代を担う子供・若者の健やかな成長は、全ての県民の願いであるとともに責任です。子供・若者が誰一人取り残されず、夢や希望を持って健やかに成長し、持てる能力を生かし自立・活躍できるよう、地域全体で支えていくことが重要です。

そこで、社会総掛かりで子供・若者の健やかな成長に向けた取組が一層推進されるよう、「埼玉県青少年健全育成・支援プラン(令和5年度~令和9年度)」(以下「本プラン」という。)を策定します。

#### 2 位置付け

(1) 埼玉県青少年健全育成条例第4条に基づく、青少年の健全な育成に関する総合的な計画として策定します。

<sup>1 15~34</sup>歳の非労働力人口(就業者と完全失業者以外の者)のうち、家事も通学もしていない者。

<sup>2</sup> 自宅又は自室に長期間閉じこもり、他人又は社会とのかかわりを回避している状態。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

<sup>4</sup> 該当年度間に30日以上登校しなかった者のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者。(ただし「病気」や「経済的理由」、「新型コロナウイルスの感染回避」による者を除く。)

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 高齢、身体上、精神上の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を行っている者の中で18歳未満の者。

<sup>6</sup> 性的指向及び性自認の多様性。

- (2) 本県の総合計画である「埼玉県5か年計画~日本一暮らしやすい埼玉へ~」を具体的に推進する分野別計画として位置付けます。
- (3) 子ども・若者育成支援推進法第8条に基づく「子ども・若者育成支援推進大綱7」を勘案し、同法第9条に基づく「都道府県子ども・若者計画」としても位置付けます。

### 3 期間

本プランの期間は、令和5年度(2023年度)から令和9年度(2027年度)までの5年間とします。

## 4 対象者

本プランの対象者は、おおむね30歳未満とします。

ただし、最近の社会情勢や子ども・若者育成支援推進法の趣旨も鑑み、施策によっては、社会生活を円滑に営む上で困難を有する 30歳代も対象とします。

また、本プランでは「子供・若者」という用語を使用していますが、対象となる者の呼称・年齢区分は法令等により様々であることから、施策によっては、「児童」「生徒」「少年」「子供」「若者」「青少年」等の用語を併用します。

## 5 本プランの推進体制

本プランを推進するため、県内市町村や関係機関、団体等との連携を図るとともに、庁内の関係課所で構成する埼玉県青少年健全育成推進会議を中心に、個別の施策の実施やその進行管理を行います。

施策の進捗状況については、毎年、各施策の実績や指標の達成状況の把握を行い、県民に対して施策の進捗状況を広く公表すると ともに、埼玉県青少年健全育成審議会に報告し、意見を求めます。

これを踏まえ、必要に応じて施策の見直し等を行い、施策の改善・充実を図るPDCAサイクルを回すことにより、本プランを着実に推進します。

<sup>7</sup> 子ども・若者育成支援推進法第8条第1項の規定により、子ども・若者育成支援推進本部が作成した、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱。

#### ◆参考 各種法令等による子供・若者の呼称及び年齢区分

法令等の名称	呼称		年齢区分	法令等の名称	呼称		年齢区分
少年法	少年		20歳未満の者。ただし、特定少年(18歳以上の 少年)については、保護事件の特例、刑事事件 の特例、記事等の掲載の禁止の特例が定められ ている。	二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ 関スル法律	二十歳未満ノ者		20歳未満の者
刑法	刑事責任年齢		満14歳	児童買春、児童ポルノに係る行 為等の規制及び処罰並びに児童 の保護等に関する注律(児童買	旧会		18歳未満の者
	児童		18歳未満の者	の保護等に関する法律(児童買春・児童ポルノ禁止法)			
児童福祉法		乳児	1歳未満の者	青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の 整備等に関する法律(素が年く	ま小な	=	18歳未満の者
		幼児	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者	整備等に関する法律(青少年インターネット環境整備法)	再少年		18 脉 术 禰 の 有
		少年	小学校就学の始期から18歳に達するまでの者		子供		乳幼児期、学童期及び思春期の者
学校教育法	学齢児童 (小学校)		満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年 の初めから、満12歳に達した日の属する学年の 終わりまでの者		若者		思春期、青年期の者。施策によっては、ポスト 青年期の者も対象とする。
					青少年	F	乳幼児期から青年期までの者
	学齢生徒 (中学校)		小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者			乳幼児期	義務教育年齢に達するまでの者
				子供・若者育成支援推進大綱		学童期	小学生の者
民法	未成年者		18歳未満の者			思春期	中学生からおおむね18歳までの者
	婚姻適齢		18歳			青年期	おおむね18歳からおおむね30歳未満までの者
労働基準法	年少者		18歳未満の者			ポスト青	青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を 支え、発展させていく資質・能力を養う努力を
	児童		15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了する までの者			年期	続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難 を有する、40歳未満の者
二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ 関スル法律	二十歳未満ノ者		20歳未満の者	埼玉県青少年健全育成条例	青少年		18歳未満の者